

【2011年2月17日発行】

---

---

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第25号 ■

---

---

---

「育児休業取得促進等助成金」、「介護未経験者確保等助成金」、  
「介護基盤人材確保等助成金」は、平成23年3月31日で廃止となります

---

「育児休業取得促進等助成金」「介護未経験者確保等助成金」「介護基盤人材確保等助成金」の3つの助成金は、平成23年3月31日をもって廃止の予定（※）です。

ただし、いずれの助成金にも、廃止に伴う経過措置を設けています。廃止日までに要件を満たせば受給が可能な場合もありますので、受給申請をお考えの方は、お急ぎください。

※このお知らせの内容は、平成23年度厚生労働省予算案が国会で成立した場合に、正式決定となります。

■ 育児休業取得促進等助成金

○ 制度の概要

育児休業期間中または短時間勤務期間中の従業員に対して、連続して3カ月以上、経済的支援を行った事業主に助成金を支給する制度です。

○ 廃止に伴う経過措置

現在この助成金を受給中の事業主や、新たに支給申請を予定している事業主が、平成23年3月31日までに、「雇用保険に加入している従業員が取得した育児休業または短時間勤務に対して、事業主が経済的支援を開始した」という要件を満たした場合は、4月以降も助成金の支給申請が可能です。

☆詳しくは、下記サイトをご覧ください。最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

【育児休業取得促進等助成金について】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/55.pdf>

【助成金の廃止とそれに伴う経過措置について】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/61.pdf>

■介護未経験者確保等助成金

○制度の概要

介護関係業務に携わった経験のない人を、雇用保険の一般被保険者として雇い入れ、

6カ月以上在籍した場合、対象者1人当たり25万円、さらに6カ月以上在籍した場合に25万円（合わせて50万円まで）を助成する制度です。

- ・支給対象人数の上限は、企業規模に応じて6人～20人です。2人目以降については、1人目を雇い入れた日から6カ月以内に雇い入れた場合に対象となります。
- ・25歳以上40歳未満で、雇い入れ日の前日から起算して1年前まで、雇用保険一

般

被保険者でなかった人を「介護参入特定労働者」といいます。これらの人を雇い入れた場合は、倍額を支給します。

○廃止に伴う経過措置

最初の対象労働者を平成23年3月31日までに雇い入れた場合は、これまで通り支給

申請が可能です。

☆詳しくは、下記サイトをご覧ください。最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

【介護未経験者確保等助成金について】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/44.pdf>

【助成金の廃止とそれに伴う経過措置について】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/62.pdf>

## ■介護基盤人材確保等助成金

### ○制度の概要

介護関係業務を行う事業主が、新サービスの提供に伴い、雇用管理の改善に関連する業務を担う人材として、特定労働者（※1）を雇い入れた場合に、特定労働者1人当たり（1事業主3人まで）6カ月で70万円まで助成する制度です。

### ※1 特定労働者

- ・ 保険医療サービスや福祉サービスの提供に関する実務経験が1年以上あり、社会福祉士、介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、訪問介護員（1級）のいずれかの資格を持つ人
- ・ サービス提供責任者としての実務経験が1年以上ある人

### ○廃止に伴う経過措置

改善計画（※2）と助成金申請計画を平成23年3月31日までに提出した場合は、これまで通り支給申請が可能です。

### ※2 改善計画

新サービスの提供などに伴って実施する、介護労働者の雇用管理を改善するための活動計画

☆詳しくは、下記サイトをご覧ください。最寄りのハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください。

### 【介護基盤人材確保等助成金について】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/24.pdf>

### 【助成金の廃止とそれに伴う経過措置について】

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/pdf/62.pdf>

◇介護関係事業主の皆さまには、「若年者正規雇用化特別奨励金」、「成長分野等人材育成支援奨励金」など、上記以外にケースに応じて活用できる他の助成金がありますので、最寄りのハローワークにご相談ください。

=====

- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
- ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
- ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
- ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
- ★注意事項についてはこちらをご覧ください。  
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
- ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====